

発行 日本共産党南知多支部



連絡先  
〒470-3321 南知多町  
内海内塩田77-3  
(南知多町議会議員)  
内田 保  
電話 0569-62-1816  
携帯 090-2776-7529

# 内田たもつだより

内田たもつ ホームページ  
http://uchida-tamotsu.jimdo.com



日本共産党発行  
**赤旗**  
日刊 3497円  
日曜版 930円

## 低所得世帯へ3万円 子ども1人5万円 支援等決定 4月14日南知多町臨時議会開かれる

議会に先立ち、全員協議会で議題説明会も開かれました。物価高騰対策に向けて、国からの交付金や日間賀小学校体育館の児童の事故の報告、新たなコロナワクチン接種等での補正予算が議題となりました。  
内田議員は、当局の対応と議案の具体的内容について質疑しました。



内海海岸

### 物価高騰対策 国の交付金 低所得世帯支援

国の低所得世帯（非課税世帯等）への3万円給付事業の人員費と子ども1人5万円の給付事業の事業費が、補正予算で可決されました。

非課税世帯の子ども1人5万円の事業費1060万円、212人分の予算が示されました。世帯3万円の給付事業は、事業実施のための人員費も示されて今後具体的に周知されます。詳しい内容は、健康子育て室や企画財政課に、問い合わせてください。



### 国民健康保険 軽減措置基準額アップで 30世帯が軽減される

5割軽減措置  
前年合計所得 43万円+28・5万円↓  
43万円+29万円へアップ

2割軽減措置  
前年合計所得 43万円+52万円↓  
43万円+53・5万円へアップ

内田議員は、前年度の実績で、どれだけの世帯が軽減されるのか質問しました。当局は、約30世帯になると回答しました。国保制度の改善として、内田議員は賛成しました。

### 安全な教育条件の整備は 教育行政の基本

2012年の日間賀小学校体育館で転倒事故  
約68万6千円で和解  
教育委員会 10年後 損害賠償

2012年5月、日間賀小学校体育館において、放課時間中に当時の小学校3年生の児童Aさんが、友人と追いつ

かけっこをしていたところ、床が雨漏りで濡れていたため、足を滑らせて転倒し、顔面を床に打ちつけ、前歯の外傷性脱臼及び歯槽骨を骨折する事故となりました。

平成20年頃から学校から雨漏りが指摘されていました。しかし、耐震化計画予算を優先させ、雨漏り対策を後回しにして、対処しなかったのは、町の安全配慮義務違反です。

Aさんは小学校3年生だったので、成人の歯や骨となる18歳になり、合意ができませんでした。

和解金額68万6110円の内訳については、治療費以外の、11万4700円が慰謝料とのことでした。慰謝料の妥当性について、教育部長は、保険会社・弁護士と相談して妥当との見解を示し、当事者Aさんの保護者は不一致の見解も示しましたが、話し合いの後、和解しました。

### 安全配慮義務責任が最優先

今回の事故は、現場の学校から示されていた雨漏りなどの安全配慮の条件整備を、教育委員会が後回しにしたことが大きな原因です。

同じ学校事故を起さないために、学校内の安心・安全な教育環境条件整備を何より優先させることが今回の教訓です。



### （川柳コーナー）

憲法に基づく政治望みます

選挙が続きました。国民が望むのは、国政でも、地方でも、憲法に掲げられた国や町の形：子どもも大人もひびのびと平和に生きられる社会：です。当選した議員さんはそのためにがんばってほしいです。

### 若年がん患者在宅療養支援事業 1人分32万4千円

県は2023年度から、0歳から40歳未満のがん患者を対象に、在宅療養の支援に乗り出します。月額5万4000円を上限に、県と市町村が折半して、在宅介護サービスなどにかかる経費の9割を補助する制度をつくります。

全国では、静岡など12県で負担軽減のための補助制度があります。県内でも名古屋市や清須市などの自治体が独自に補助しており、県も導入することとなり、南知多町でも導入し、半額の16万2千円の予算を組みました。

県は、既に補助を実施している自治体も含めて、制度の対象とします。補助対象となる経費は、訪問介護や訪問入浴介護などの在宅サービス利用料、福祉用具の貸与や購入にかかる費用を想定します。

例えば、患者が在宅介護サービスなどに月額6万円を払っている場合、上限の5万4千円を県と市町村が半分ずつ負担し、本人負担を1割の6千円に抑えます。県によると、県内の40歳未満のがん患者は約1300人。若年がん患者の療養費を支援することで、患者本人だけでなく、家族の負担軽減にもつながることを見込んでいます。

南知多町の対象者は今のところいないとの回答でした。町は、今後、この制度の町民への周知の徹底が必要です。